

Provisions Governing Accommodation Agreements

(宿泊中の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテル各所へ掲示してある注意事項を遵守していただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りです。なお詳細等は、フロントでご案内します。

①フロントサービス 24時間

②宿泊延長等予約 AM8:00～PM9:00

(2) 付帯サービス施設

①日本料理 でん助茶屋 AM7:30～PM9:00

②クラブ シースカイ PM7:30～AM0:00

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合は、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法でお知らせいたします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算出方法は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または、当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、金券等これにより代わり得る方法により、宿泊客の出発の際、または当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

2 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないときについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価格の明告のなかったものについては15万円を限度として、当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しいたします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡するとともに、その指示を求めるものとします。その際、配達料金、損傷等の責任は一切持ちませんのでご了承ください。ただし、所有者の指示がない場合または、所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理させていただきます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあって前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合は、車両のキーの寄託にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の算定方法

(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額		
	宿泊料金	追加料金
内 訳	①基本宿泊料	④飲食料及びその他の利用料金
	②消費税	⑤消費税
	③入湯税	⑥サービス料(④×10%)

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

キャンセル料は	不 泊	100%
	当 日	100%
	前 日	70%
	2 日 前	50%
	3 日 前	30% となります。

(注) 1. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分(初日)の違約金を受取します。

2. 団体客(30名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より)後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。